

特集・文化財の保護

地域社会と文化財	梅原 猛	2
▷座談会<		
文化財保護の当面の課題		8
(出席者) 坂本 太郎・関野 克		
石井 清・<司会>角井 宏		
散ることをふまえた文化	内村 直也	20
美術史研究資料としての文化財	鈴木 敬	27
建造物修理用資材の確保	稲垣 栄三	34
<解説>		
地方歴史民俗資料館の現状と課題	文化庁無形文化民俗文化課	41
文化財の国際交流について	文化財鑑査官	47
<資料>	文化庁文化財保護部管理課	53
国指定文化財等件数一覧		
都道府県指定文化財件数		
市(区)町村指定文化財件数		
市(区)町村文化財保護条例制定数一覧		
文化財普及映画等一覧		
▷現地ルポ<		
各国が注目している歴史的町並み	木原 敬吉	59
熊本県の装飾古墳について	松本 雅明	64

〔文部省の窓〕

教員等の給与改善に関する文部省要望と人事院の給与勧告	大臣官房人事課	78
昭和54年度の国立大学入学試験(第二次)の概要	大学局大学課	80
日本ユネスコ国内委員会第61回会議	学術国際局ユネスコ国際部企画連絡課	83
——「当面推進すべき重点事業」を建議——		
霞が関ニュース		94

〔随想〕

京を描いた絵	河北 倫明	70
〔所轄機関等紹介〕		
登山研修所	奥村 廣重	74
〔連載第13回〕		
人物を中心とした体育・スポーツ郷土史<山梨県>	水上 和夫	85

文化財の国際交流について

伊藤延男

去る六月二十二日より二十四日までの三日間、日米文化教育協力
合同委員会がハワイにおいて開催され、わたくしもその一員として
列席する機会を得た。この会議は隔年ごとに日本及び米国会場と

して開催される「日米文化教育会議」（略称カルコン）の合い間を
縫って一年おきに行われているものであって、今年はその第五回に
当たる。元来この会議は本会議であるカルコンを円滑に運営するた
めの準備会議的な性格を持つものであって、参加者は日米両国各十
名前後のパネル委員を主要メンバーとし、他に専門委員等を加えて
構成されており、委員長は米国側がイェール大学教授のホール博
士、日本側が外務省顧問前田義徳氏となっている。わたくしは専門

委員の一人として、博物館に関する交流問題を担当した。ここでわ
たくしは、文化財の国際交流の諸問題の一端にふれることができた
ので、ここにまずその報告を行うとともに、平素いただいている所感
の一端をもあわせ記して御参考に供したいと思う。

日米両国における博物館交流、つまり展覧会の交換はすでに長い
歴史を持っている。古い話では講和記念サンフランシスコ日本古美
術展を思い出す方もあろうし、新しくは昨年開催された米国建国二
百年記念の在米美術館世界名作展を御記憶の人も多かるう。しかし
ながら、むしろ最近では、交流展は転換期もしくは反省期という、べ
き時期に入っている。その理由の第一は、美術品ことに日本美術の
ような材料的にきわめて弱い品物を、気候の異なる場所に持ち出す
ことは、その破損を促進することにもなりかねないので、むしろ大

規模な展覧会は適切な間隔に制限しようという方向に向かっているからである。すでに二年前のこの会議で、日本側は、大展覧会をおおむね五年毎に制限し、その間は小展覧会にとどめるとの意向を示している。

新しい傾向の第二は米国内において日本美術に対する理解がかなり高度に達した結果、総花的な大展覧会よりもむしろ時代別とか種別といったテーマを設定した展示を要求するようになってきていることである。昭和四十九年度の桃山美術展や、五十一年度の神道美術展、日本伝世東洋陶磁展はまさにその例であろう。最近では民俗文化財を主とした展覧会も企画されていると聞いている。

以上のような背景を持って、今回の委員会では次のことが取り決められた。その第一は、第七回のカルコンの決議にもとづき、美術品交流展に際しての輸送、梱包、展示、管理等、保存上の留意事項に関するガイドラインを設定することである。これについてはすでに従来から討議が行われてきているので、今年十一月文化庁が主催する日米専門家会議において、最終的な結論を得られるようとり進めることが合意された。日本は世界的にみて気候風土が特殊なところであるので、そこで製作され保存されてきた美術品を不用意に世界に持ち出すことは、はなはだ危険といわねばならない。今秋の会議で展示に対するガイドラインができれば、それはそのまま世界中に対する指標ともなりうることを期待される。

さて第二の点は、米国内からの提案であるが、美術品交流をもつ

以上二か国のほか最近五か年間に相当規模の海外展が行われた国をあげると、東ドイツ、北欧三国及びソ連がある。アジアでは中国において北斎展があった。しかし、それでも、交流が行われている国は意外と少ないことに驚くのである。いうまでもなく日本は世界のどの国々とも友好関係を増進することを念願としているのであるから一部の国に偏することは好ましいことではなく、もっと多くの地域の多くの国々と展覧会の交流を推進すべきであると考えられる。

しかしそのような理想は考えられても、現実の問題処理はそれほど容易なことではない。米国及びヨーロッパのいくつかの国との関係がよく示しているように、美術品交流という事業には長い経験と相互信頼の積み重ねが必要である。そのために留意すべき点はおおよそ次のような点であろう。

一 日本美術の展覧会がはじめて開かれる国については、その国民が日本の美術ないし文化について理解が十分でないものと考へねばなるまい。したがって日本の美術を理解する基礎的知識を与えるところから始めなければならないが、同時に、将来深い理解に到達できるような長期的展望に立って展覧会を構成することも忘れてはならないだろう。

二 未経験の国における博物館の状況がどうなっているかを十分調査し、品物の安全についての見通しをたてねばならない。この場合、前述の米国内の間で定められるガイドラインは、他の国にも

と広く中小博物館にまで及ぼすための討議の開始である。これは米国内における大博物館独占に対する反発から出たことかもしれないが、日本美術のテーマ別小展覧会が増加すれば、これを国内で巡回して、より多くの場所で公開したいと考えるのは、当然のなりゆきというべきであろう。しかし展示箇所が増加すれば、美術品保存の条件整備などむずかしい問題が起きよう。米国内は情報の集中化と展示のガイドライン作成によってこのことが可能になると考えているようであるが、しかし安直なガイドラインで事が済むとは考えられず、また米国内の態勢に対応して日本側でも情報の一元化が可能なものかどうか、問題はこれからの検討に待つところが多い。

二

米国内との関係がこのように専門化、高度化しているのに対し、他の地域との美術品交流はどういう状態になっているだろうか。ヨーロッパのいくつかの国については、すでに美術品交流の長い歴史があって、米国内と同じような個別的なテーマによる展覧会が行われている。たとえばフランスとの間においては、ミロのヴィーナス、モナリザが来日し、重盛像や鑑真和尚像その他が彼地で展示されたように、きわめて個別的な展覧会が行われている。西ドイツに関してはケルン市立美術館における書的美展（五十年展）があった。日本人にすら難解な書がどうしてドイツ人に理解できようかと思うのが普通であろうが、驚くべきことに展覧会は予想以上に盛況であった。

そのまま適用しうる基準となるであろうが、何分今回検討している事項は、主として展示条件及び取扱上の注意だけであるから、これだけですべてが解決される性質のものではない。これに加えて、例えばその国の政治状況をはじめとして、警備上の問題点、契約履行の保障、保険の問題（米国内は最近国家保障法により展示品に万一のことがあったとき最終的に国家が保障することとされている）等行政的、事務的事項も十分検討しなければならない。したがって、現在は海外展といえは主として専門家であるキュレーター（博物館等の管理者）の仕事と考えられがちであったが、今後は事務的対応力を高める必要もあらうと思われる。なお数か国を巡回することも、展覧会としての効率を高める上からいえば好ましいことであるが、その場合は、ここに述べた考慮がいっそうなされなければならないだろう。

三 海外における美術展が盛んになれば、それにとまらぬ国内的問題も検討することが必要とならう。問題点は第一に物について、第二に人についてである。

第一の問題点に関しては、一定期間内たとえば年間に海外出品しうる日本美術の総量にメドを立てておく必要があるのではないかと。日本美術のうちには長期間の展示に耐えるものもないわけではないが、多くの品物は期限を限って公開すべきものである。ことに絵画のごときは年間で公開可能な期間は一月以内とされている。このような条件のもとで、国内展示を圧迫しない限度で

の海外展はおよその程度が妥当なのであろうか。もちろんその数字は簡単に割り出せるものではないが、あらゆる要因を考慮した何等かのメドを考えておく必要がある。次に人の問題に移る。海外展の場合は必ず熟達した学芸員が随伴し、品物の管理に当たらねばならないことはいうまでもないが、現状ではその人々は国の機関に属する者に限られている。しかし、これらの人々をあまり多く海外展にとられると国内の行政や展示に支障をきたすおそれがある。そこで海外展に適任な学芸員がもっと多くなることを望まれるわけで、公立、私立博物館学芸員の成長が望まれる。

四 日本美術の海外展示は、広く二国間の文化交流の一環としてとらえられるべきであるから、原則的には交換展等、互恵の立場に立って計画されるべきである。しかし現実には必ずしもうまく対応する美術が相手国にあるとはかぎらない。したがって、美術品という枠にとらわれず、文化財一般を考え、あるいはこれに現代芸術をも加えた上で二国間の総合的文化交流のバランス関係を考えておくべきである。この場合美術品以外の文化財の展示材料としては、有形の民俗文化財もあろうし、無形文化財の産物である伝統工芸品もある。現にスペインその他の諸国では伝統工芸展を開催して好評を博している例がある。このほか無形文化財としての歌舞伎などの海外進出もあるし、無形の民俗文化財である郷土芸能的なものも外国に行った例がある。このような日本の各種文化

財、これもまた世界的見地に立っても文化財として差支えないと思ふ。

さて分類はそれ位にして、まず不動産である文化財について考えてみよう。日本の文化財保護法でいえばこれは建造物、史跡名勝及び伝統的建造物群保存地区であり、特に土地から離すことのできない彫刻や天然記念物等も含まれよう。

不動産文化財は文字通り動かすことのできない物件であるから、外国へ持って行って展覧会をするわけにはゆかない。本来不動産であるものの一部を運んだり、写真・パネル・模型等による展示もあって、それなりに意味はあるが、それはあくまで説明的な展示に終わる。不動産文化財はどうしても現地へ人が行かねばならない。

従来不動産文化財を見るため人々が旅行することは、文化財の国際交流とは考えられておらず、単なる観光として片づけられていた。しかしこれは考えてみるとはなはだしく奇異なことである。日本では観光といえば、えてして休養あるいは娯楽のための旅行と考えられてきているが、世界的にいえば観光の内容は変わりつつあり、文化観光が重視されてきつつあって、その素材として文化財が活用されていることも実が多い。日本の旅行社に掲示されている海外観光旅行にも文化財見学を目玉としているものが多い。

以上は観光が文化財を利用するケースであるが、一方では、文化財保存上から観光へアプローチすることもまた重視されてきている。それは伝統的建造物群保存地区保存の場合に特に顕著である。

財に対応する相手国のものを考えれば、それはオペラであり、古典舞踊であり、その他であることになる。

三

以上美術品を中心とした、いわば動産である文化財の国際交流の現況と展望を述べてきたので、次にはそれ以外の文化財について考えてみたい。その場合、文化財の国際交流を文化財についての国際交流と理解いただきたい。また国際交流は物だけでなく人の交流も当然多くむべきものである。

いったい文化財という言葉は、こんにちでは世界に普遍的に用いられているが、それでいてその内容は必ずしも世界共通ではない。それは何故かといえば、根本的には文化の概念に各国の微妙な差があるからである。文化は本質的に一民族、一国家の問題であるから、文化財も厳密にいえば世界共通の定義や基準はないわけである。しかしそのような漠然とした文化財について、ユネスコ本部のダイフク氏は、これを二分して、動産文化財と不動産文化財とした。これは文化財として態様ならびにその保護の方式に焦点をあてた場合、きわめて巧妙な分類法といえる。しかしむづかしくは、それにさらに「伝承文化財」とでもいうべきものを第三のジャンルとして加えてみたい。それは日本の文化財保護法では無形文化財あるいは無形の民俗文化財として明らかに文化財となっているものであるが、世界中でも実態的に保護されている場合が多いようであるか

周知のようにヨーロッパでは、伝統的建造物群を有する都市が実によく保存されているが、都市を保存することは、とりもなおさずその都市の将来の生き方を規定することであり、多くの場合は観光による収入を重視しなければならぬこととなる。そのため都市の保存に当たっては、必ずといってよい程、観光の将来についての調査が行われており、建物の再利用についても、例えばユースホステルに改造するなど、観光に役立つよう考えられている。日本人は文化財について純粹性が守られることを期待する傾向が強いが、しかし伝統的建造物群は大部分、何らか観光政策と結びつかなければ保存できないものであることを十分考慮した上で、日本に合致した調和点を見出すべきであろう。

不動産文化財の保存には莫大な経費を必要とする。そこで一部の国々では、その経費をユネスコに求めており、ユネスコは各国に対し援助費の支出を要請している。日本としても従来からこれに答える形で、政府又は民間援助の形でアプシンベル神殿、ポロブドゥール等に資金の供与等を行っている。これらの事業もまた文化財についての国際交流の一部と理解すべきであろう。

伝承文化財についても、事実上の国際交流はかなり行われているにかかわらず、これを文化財の交流としてとらえる動きは少なかった。もっともこの分野の交流は公演という形をとるため、他の分野とはちがったむずかしさがあることは想像できるが、これまた文化財の国際交流の一環として今後一層重視されなければならないと思

四

以上述べてきたように、文化財の国際交流としては美術展のほか、観光事業や外国公演等、従来は別個の問題として考えられがちであった諸分野をも、文化財の国際交流という面でもとらえ、これを推進すべきであり、さらにはこれらを通じての「輸出」「輸入」のバランスシートを考えた上での総合政策が必要となるのであるが、最後にこれらすべての文化財国際交流の基盤をなす人の交流について考えてみたい。

文化財保存についてはユネスコが世界的な調整機関となっている。ユネスコは従来から各種文化財に関する条約を発効させ、また多くの勧告を行ってきた。また世界的遺産の保存に対する個別的援助を各国に要請していることも前述のとおりだが、日本はポロブドゥールについては建築家千原大五郎氏その他の専門家を派遣しているし、モヘンジョダロについては、横山光雄教授がその保存法の計画に参画しているなど、人の交流の面からもこれらの事業に協力しているのである。

保存専門者の養成は、「文化財の保存及び修復の研究のための国際センター」(ローマ・センター)が世界における中心となっている。このセンターの運営にはわが国は積極的に協力し、倉田奈良国立博物館長を理事として送っているが、最近では壁画修復及び記念物

保存のコースに文化庁から受講生を派遣し、世界の文化財保存の趨勢を知るようにしている。

高松塚が発見され、その保存が叫ばれるようになって、世界の文化財修復技術を吸収することが急速に具体化した。前記ローマ・センターへ研修生を派遣するようになったのもこれを契機としてであった。またさらには、高松塚についての専門的調査研究のためモラー氏の来日を求めたりしている。

文化財の保存及び活用は今後ますます世界的規模において論じられ実行されてゆくものと思われる。しかしそれを動かすのは結局のところはその任に当たる人を得るかどうにかかるといえる。その意味において、ローマ・センター等を通じて若い人々が世界的視野を開いてゆくことはきわめて肝要なことといえる。

(文化財鑑査官)



〔特集・教育課程の基準の改善／帰国子女教育〕

新学習指導要領と今後の学校教育	斎藤 正
教材の精選について	河野 重男
ゆとりと充実を目指す学校運営	吉本 二郎
△解説▽	
教育課程の基準の改善について	奥田 真丈
△資料▽	
新小学校、中学校学習指導要領等の施行について通達、新旧対照表等	小学校教育課 中学校教育課
帰国子女教育の諸問題	園 一彦
帰国子女教育の実践	若林 博
(座談会)	
帰国子女教育を語る	
(出席者)	小林 哲也・斎藤 繁子・鈴木 孝一
	武智 浩隆・中山 昇一
△司会▽榊原 康男	
△現地レポート▽	
帰国子女教育研究協力校を訪れて	本間平安子
△解説▽	
帰国子女教育の現状	中学校教育課

◇巨人軍の王選手がついに七五六号ホームランを打ち、世界新記録を達成した。十九年間、これはアメリカのハンク・アーロンより短い期間だそうだが、この間に七五六本もホームランを打ったのだから、やはりこれはたいへんな偉業だと思ふ。日米間のレベルの違いとか球場の広さの違いとかいうこともそれは厳密に言えば影響はあろうが、そんなことは度外視して、日本の王選手が七五六本のホームランを打ったのだから、一プロ野球ファンとして、いや一国民としてこの偉業を祝福したい。

◇政府はこの大偉業に対して国民榮譽章を授与することに決定した。この章の意味はもうここでは触れなくても皆さんご存知のことと思ふが、この中に「社会を明るくし、国民に親しまれる人」というくだりがある。王選手の偉業とともに、王選手の人柄については特に、この「国民に親しまれる」というくだりがピッタリあてはまるような気がする。

◇一般に、人に親しまれる、人に好かれるということは、どういうことか、ここで一つひとつ触れなくてもご理解いただけたらと思うが、自分のことしか考えない若者が増えたといわれる昨今、今回の学習指導要領の改訂によるゆとりのある学校教育によって、子供達が少しでも幅広い人間に育つことを期待したい。(H)

MEJ 5204 月刊 「文部時報」 9月号 第1204号

文 部 省

昭和52年9月5日 印刷
昭和52年9月10日 発行

著作権 所有

発行所 株式会社きょうせい

本社 東京都中央区銀座7丁目4番12号 (郵便番号 104)

(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地 (郵便番号 162)

電話 東京(268) 2141 (代表)
振替口座 東京9-161番

印刷所 株式会社 行政学会印刷所

定価 180円 (〒33円)

年間購読料 2160円 (〒共)

* ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます

* なお、購読の申し込みは、直接営業所またはよりの書店をお願いします